

社会福祉法人函要会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函要会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員)

第2条 当法人の常勤役員は、別表第1に定めるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、各年度の総額 10,000,000 円の範囲内で報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員については、一人あたり各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲で、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。交通費については、会議等への出席や法人及び施設業務のための出勤については支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 賞与については、別表第3に定める額
- (3) 退職手当については、別表第4に定める算式により算出される額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第5に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、別表第6に定める報酬及び役員等出張旅費規程に基づく旅費（交通費、宿泊料、その他実費、出張諸費）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当月末日を締切とした期間について計算し、翌月15日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合は、職員の給与規程第7条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、複数年度の法人業績等を勘案し、原則として毎年7月及び12月に支給することができる。また、複数年度の法人業績等によっては、決算賞与を支給することもある。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した月の翌月末日に支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の月平均所定労働日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。なお、施行するにあたって別途定めた社会福祉法人函要会役員報酬細則（平成 18 年 4 月 1 日施行）、社会福祉法人函要会役員費用弁償規程（平成 17 年 3 月 11 日施行）及び社会福祉法人函要会評議員費用弁償規程（平成 17 年 3 月 11 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

別表第 1（常勤役員）

報酬等を支給する常勤役員とは、当法人の管理運営に実質的に関与する次の理事をいう。

(1) 理事長の職にあたる者

法人を実質的に総覧し、1 ヶ月を平均して 15 日以上出勤し、当法人からの要請に応じて常に出勤することが可能である者。ただし、出勤時間に関しては特に規定しない。

(2) 理事の職にあたる者

それぞれの立場で実質的に施設内において業務を遂行し、1 ヶ月を平均して 20 日以上出勤し、当法人からの要請に応じて常に出勤することが可能であり、且つ出勤時間に関しては他の職員と同様であると見做される者

別表第 2（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円
理 事	月額 200,000 円

別表第 3（常勤役員の賞与）

7 月の賞与	報酬月額 × 2 か月分
12 月の賞与	報酬月額 × 2 か月分
決算賞与	報酬月額 × 1 か月分

別表第 4（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

※上記在任年数は 1 ヶ年単位とし、1 ヶ年に満たない端数は切り捨てる。

※係数は、職員の退職金規程の勤続年数に対応した支給率とする。

別表第5（非常勤役員及び評議員の会議等への出席及び法人及び施設業務のための出勤に係る報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3) 監事

	日 額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

別表第6（非常勤役員及び評議員の出張に係る報酬）

	半 日	一 日
法人及び施設業務のための出張	5,000 円	8,000 円